

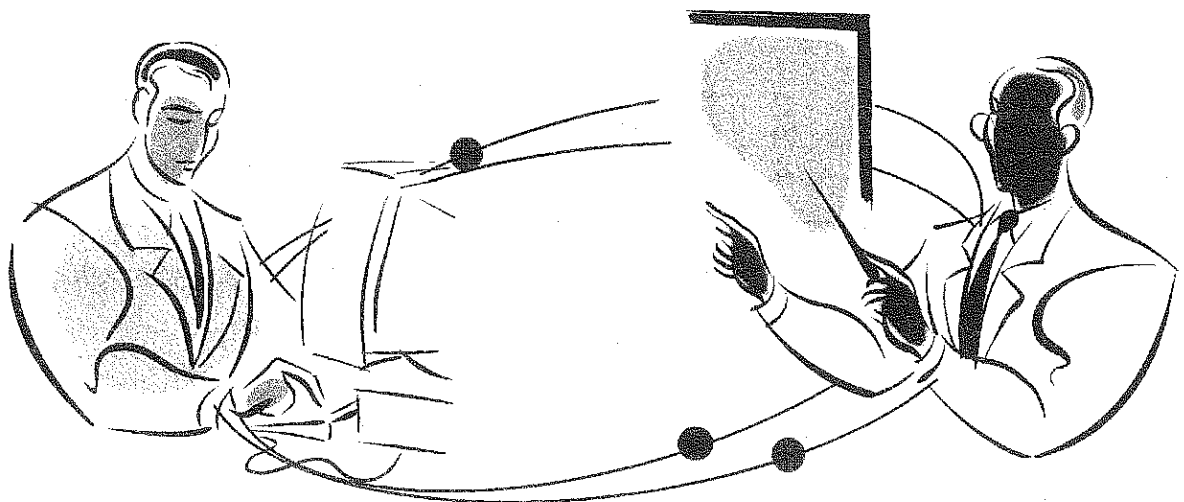
働き方・休み方でお困りのことはありませんか？

働き方・休み方改善コンサルタントがお手伝いします。

※ 例えば こんな疑問はありませんか？

- 就業規則は、必要なの？どのように作ればいいのか？
- 労働契約を結ぶ時にはどんなことに注意すればいいのか？
- 従業員の年次有給休暇はどのように管理したらいいのか？
- 一か月単位・一年単位の変形労働時間制を導入したいけれど、どうしたらいいのか？
- 時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)って何？残業はどうしたら減るの？

このような疑問点やお悩みについて、
専門家が無料で相談に応じます。
相談内容は秘密が守られます。



●労働基準監督署が行う立入調査ではありませんので、
お気軽にご利用ください。(申込書は裏面にあります)

兵庫労働局 労働基準部監督課(電話番号:078-367-9151)

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

平成 年 月 日

兵庫労働局労働基準部監督課 御中

事業場所在地	
事業場名	
担当者職氏名	
電話番号 ()	—
FAX番号 ()	—

コンサルタントを利用したいので、申し込みします。

申し込み 企業の	業種	
	労働者数 <small>(パート等正社員以外を含む)</small>	人
	主な業務内容	
	希望日	
	相談事項	該当項目に✓を付けてください(複数可) <input type="checkbox"/> 労働時間関係 <input type="checkbox"/> 休日関係 <input type="checkbox"/> 年休関係 <input type="checkbox"/> その他
	相談内容	
	利用方法	希望する項目に○を付けてください(複数可) 1 事業場訪問(希望日 平成 年 月 日頃) 2 社内教育・セミナー等の講師 3 資料(パンフレット等)の提供 4 その他()

ご利用を希望される場合には、下記あて先に、郵便またはファックスにより、直接お申込みください。後ほど、こちらからご連絡させていただきます。

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

神戸クリスタルタワー 16階

兵庫労働局 労働基準部 監督課

(TEL) 078 (367) 9151

(FAX) 078 (367) 9165

※個人情報の取り扱いについて

本紙に書かれた個人情報については、コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

※働き方・休み方改善コンサルタントの個別訪問は、労働基準監督官が行う立入調査ではありません。